

有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について (平成19年3月期版)

会計基準の改訂や「会社法」の施行等に伴い、[財務諸表等規則、連結財務諸表規則](#) (以下「[財務諸表等規則等](#)」という) 及び[企業内容等の開示に関する内閣府令](#)が改正されています。

これらの改正等に伴い、平成19年3月期決算にかかる有価証券報告書の作成・提出に際しては、以下の事項について留意する必要があります。

I. 財務諸表等規則等の改正等について

「ストック・オプション等に関する会計基準」等の会計基準及び「会社法」の施行に伴う財務諸表等規則等の改正(平成18年4月25日公布)については、平成18年5月1日以後に終了する事業年度(連結会計年度)から適用され、また、「企業結合に係る会計基準」及び「事業分離等に関する会計基準」の導入に伴う財務諸表等規則等の改正(平成18年4月26日公布)については、平成18年4月1日以後に開始する事業年度(連結会計年度)から適用されますので、それぞれの改正事項に留意願います。なお、主な改正点は以下のとおりです。

- (1) スtock・オプションに関する注記の追加
- (2) 親会社株式の流動資産及び固定資産への計上
- (3) 建設利息の規定の削除
- (4) 資本の部から純資産の部への変更
- (5) 資本の欠損の注記の削除
- (6) 株主資本等変動計算書の導入
- (7) 企業結合・事業分離に関する注記の追加

「繰延資産の会計処理」及び「棚卸資産の評価」について

財務諸表等規則等については、上記の改正に加え、昨年12月に[繰延資産に関する勘定科目等について以下のとおり改正](#)が行われております。

- (1) 繰延資産の会計処理に関する規定
 - ① 「新株発行費」から「株式交付費」への科目名称の変更
 - ② 社債発行差金の規定の削除
 - (2) 棚卸資産の評価等に関する規定
 - ① 売買(トレーディング)目的で保有する棚卸資産の評価差額は、原則として売上高を示す名称を付した科目に含めて記載
 - ② 通常の販売目的で保有する棚卸資産の帳簿価額を切り下げた場合には、当該切下額は、原則として、売上原価その他の項目の内訳項目として、その内容を示す名称を付した科目をもって区分掲記
 - ③ 現行の低価基準を適用した場合の評価減の記載についての規定を削除
- これらの改正部分のうち、繰延資産の会計処理に関する規定については、施行日(18年12月26日)以後に提出する有価証券報告書等に記載される財務諸表等で、

平成 18 年 9 月 30 日以後に終了する事業年度等に係るものについて適用することとなっており、今 3 月期に係る財務諸表等の作成に当たっては留意願います。また、棚卸資産の評価等に関する規定については、平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度等に係る財務諸表等から適用することとなっておりますが、同年 3 月 31 日以前に開始する事業年度等に係るものについても適用することができます。

II. 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正について

改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令については、施行日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用することとしており、主な改正点は以下のとおりとなっております。

「対処すべき課題」の記載

自己の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている会社については、会社法施行規則 127 条各号に掲げる事項の記載を求めることとしております。

「経営上の重要な契約等」の記載

開示項目の充実を図るものとして、以下の事項についての記載を求めることとしております。

- (1) 吸収合併消滅会社等となる会社の株式 1 株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社等となる会社の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠
 - (2) 吸収合併等の後の吸収合併存続会社等となる会社の資本金・事業の内容
- なお、契約締結等が行われていない段階でも、合併等を行うことが機関決定されていれば、これらの開示が必要となりますので留意願います。

「株式の総数等」の記載

会社法の施行により株式の種類等の柔軟化が講じられたことに伴い、以下の株式を発行する場合には、「発行済株式」の欄外に、その種類ごとに以下の事項についての記載を求めることとしております。

- (1) 取得請求権付株式 ⇒取得の対価及び請求期間
- (2) 取得条項付株式 ⇒取得の対価及び取得事由
- (3) 全部取得条項付種類株式⇒取得対価の決定方法及び条件
- (4) 譲渡制限株式 ⇒会社が譲渡を承認したとみなす場合の条件
- (5) 議決権制限株式 ⇒議決権行使事項及び条件
- (6) 拒否権付株式 ⇒種類株主総会の決議を必要とする事項及び条件
- (7) 役員選任種類株式 ⇒選任する取締役又は監査役の数
- (8) 定款で種類株主総会の決議を要しない旨が定められた種類株式
⇒種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めた旨
- (9) 全株式が同一内容（譲渡制限付、取得請求権付または取得条項付）の株式
⇒会社法 107 条 1 項各号の規定に基づく具体的な内容

「新株予約権等の状況」の記載

会社法の施行により、以下の事項についての記載を求めるとしております。

- (1) 自己新株予約権の数
- (2) 代用払込みに関する事項
- (3) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

なお、会社法 236 条 1 項各号に掲げる事項につき、異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載を求めるとしてしております。

「ライツプランの内容」の記載

新株予約権の設計の自由度が増し、自己の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によってこれらの方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして利用可能となったことから、

- (1) 決議年月日
- (2) 付与対象者
- (3) 新株予約権の数
- (4) 新株予約権の目的となる株式の種類
- (5) 新株予約権の目的となる株式の数
- (6) 新株予約権の行使時の払込金額
- (7) 新株予約権の行使期間
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- (9) 新株予約権の行使の条件
- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項
- (11) 取得条項に関する事項
- (12) 信託の設定の状況
- (13) 代用払込みに関する事項

の記載を求めるとしてしております。

「自己株式の取得等の状況」の記載

会社法の施行にあわせて様式の見直しを行い、「株主総会決議による取得の状況」、「取締役会決議による取得の状況」及び「株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容」に分け、自己株式の取得の状況の記載を求めるとしてしております。

「配当政策」の記載

会社法の施行により、剰余金配当の回数・方法が柔軟化されたことから、

- (1) 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針
- (2) 配当の決定機関
- (3) 配当財産が金銭以外の財産であるときはその内容、当該配当財産に代えて金銭を交付することを請求する権利を与えている場合にはその内容
- (4) 決議ごとの配当金の総額及び 1 株当たりの配当額

の記載を求めるとしてしております。

「役員 の 状況」 の 記載

会社法において会計参与の制度が創設されたことに伴い、会計参与設置会社で会計参与が法人である場合は、氏名欄に名称を、略歴欄に簡単な沿革の記載を求めることとしております。

また、役員 の 任期 の 記載 を 求める こと と し、さら に、会社 が 会社法 108 条 1 項 9 号 に 掲げ る 事項 に つき 異なる 定め を し た 内容 の 異なる 種類 の 株式 を 発行 し た 場合 に、それ に よつ て 選任 さ れ た 役員 が いる 場合 に は、その 旨 の 記載 を 求める こと と し て お り ま す。

「コーポレート・ガバナンス の 状況」 の 記載

(1) 責任限定契約

社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で、会社法 427 条 1 項 に規定する契約を締結した場合は、当該契約の内容の記載を求めることとしております。

(2) 取締役の定数、資格制限及び選解任の要件

定款で取締役の定数又は取締役の資格制限について定め、また、取締役の選解任の決議要件につき、会社法と異なる別段の定めをした場合には、その内容の具体的な記載を求めることとしております。

(3) 取締役会への権限移動

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合又は取締役会決議事項を株主総会では決議できないこととした場合には、その事項及びその理由の記載を求めることとしております。

(4) 特別決議事項の変更

株主総会の特別決議要件を変更した場合には、その内容及びその理由の記載を求めることとしております。

「提出会社の株式事務の概要」 の 記載

(1) 議決権に関する基準日

基準日後に新たに株主となった者の全部又は一部について会社が議決権を認める場合には、その旨及びその理由の記載を求めることとしております。

(2) 単元未満株主

定款で単元未満株主の権利行使を制限している場合には、その内容の記載を求めることとしております。

(3) 株主提案権の行使期間

定款で株主提案権の行使期間を株主総会の日 の 8 週間前を下回る期間と定めた場合には、その旨の記載を求めることとしております。

Ⅲ. 提出会社の親会社等の情報について

提出会社が、親会社等（有価証券報告書を提出しなければならない会社を除く）を有する場合には当該親会社等の会社名を記載し、親会社等を有しない場合にはその旨を記載することとしております。ただし、提出会社が親会社等を有している場合で、当該親会社等の事業年度によっては、親会社等状況報告書に係る規定が適用

されず、親会社等状況報告書が提出されていない場合があります。こうした場合には経過措置として、提出会社の有価証券報告書に、当該親会社等について次の事項を記載することとされておりますので留意願います。(例：親会社等が12月期決算、提出会社が3月期決算の場合、当該親会社等に親会社等状況報告書に係る規定が適用されるのは平成19年12月期決算からとなり、提出会社の平成19年3月期決算に係る有価証券報告書提出時において、親会社等状況報告書は一度も提出されていないこととなりますので、提出会社の有価証券報告書に当該親会社等に係る次の事項を記載することとなります。)

- (1) 名称
- (2) 株式の所有者別状況
- (3) 大株主の状況
- (4) 役員の状況
- (5) 有価証券報告書提出日現在の最近事業年度に係る計算書類等（会社法435条2項及び会社計算規則91条1項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、事業報告及び附属明細書。なお、監査役の監査に係る監査報告及び会計監査人の監査を受けている場合の当該会計監査人の監査に係る監査報告を当該計算書類等に添付すること。)

なお、当該親会社等の計算書類等については、有価証券報告書に記載しないで、当該計算書類等が記載された印刷物等を有価証券報告書に添付することができます。また、上記(1)～(5)の全部又は一部について記載又は添付できない場合は、その理由の記載が、当該親会社等が継続開示会社である場合又は外国上場会社である場合にはその旨、当該親会社等の名称及び上場取引所名の記載が必要となります。(業務補助等に関する規則等の一部を改正する内閣府令公布日附則4条12項)

IV. 添付書類（代表者による適正性の確認）について

代表者の確認書制度については、金融商品取引法において義務化され、平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されます。現行は、有価証券報告書等の提出者の代表者が、当該有価証券報告書等に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券報告書等の添付書類として提出することができますが、金融商品取引法上の確認書制度が適用されるまでの間は、経営者自らが市場における信頼性の向上を積極的に図っていくためにも、この制度の一層の活用をお願いいたします。

この書面には、おおむね次の事項を記載し、代表者がその役職を表示して自署し、自己の印を押印するものとされております。(企業内容等の開示に関する内閣府令17条、企業内容等の開示に関する留意事項について5-29-2)

- (1) 当該有価証券報告書等の記載内容が適正であることを確認した旨
- (2) 当該確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合はその旨及びその理由
- (3) 当該確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認した旨及びその内容
- (4) 当該確認について特記すべき事項